

### 三八地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 職員紹介

<b>室長</b>  室長 大和山 真一 野菜と担い手 育成が特技！	<b>企画班</b>				
 総括主幹 横山 朋承 企画班総括	 主幹 伊藤 一夫 畜産 鳥獣	 主幹 鈴木 佳奈子 強農 担い手交付金	 主幹 松浦 孝幸 特裁、GAP	 非常勤事務員 伏部内 弘子	
<b>経営・担い手班</b>					<b>農地中間 管理機構</b>
 総括主幹 小野 嘉久 経営・担い手 班総括	 主幹 小笠原 博幸 新規就農者 青年農業者	 主幹 吹田 幸嗣 農業経営 地域経営	 主幹 関 みち子 ViC・ウーマン 農福連携	 主幹 白坂 祐佳 産直施設 女性起業	 機構事業推進員 大久保 聡一郎 担当地域 八戸市、五戸町 階上町、新郷村
<b>農産・花き班</b>					 機構事業推進員 川守田 真 担当地域 三戸町、南部町 田子町
 総括主幹 高橋 宗壽 農産・花き 班総括	 主幹 泉山 佳子 花き 経営所得安定対策	 主査 鈴木 健司 水稻 生育観測ほ	 技師 齋藤 三季 畑作物 県植付・施肥合		
<b>野菜・果樹班</b>					
 総括主幹 山内 俊範 野菜・果樹 班総括	 主幹 乙部 俊幸 野菜 スマート農業	 主幹 工藤 秀樹 果樹 ジュノハート ブランド化	 技師 助川 日菜 野菜 4HC	 技師 松村 美里 果樹 情報管理	 技師 永澤 あづみ 野菜 農業気象
<b>三戸分室</b>					
 総括主幹 久保 隆 三戸分室総括	 主幹専門員 川村 陽一 農業経営士会 土地利用型作物	 主査 村上 卓司 野菜、花き 農業適正使用	 主査 石井 翔 野菜 4HC	 技師 太田 宇則 果樹 特裁、GAP	 非常勤事務員 北田 陽子

# みどりの通信

## 令和3年度第1号

発行日：令和3年4月28日

### 〈三八地域県民局地域農林水産部〉

○農業普及振興室  
〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7番地  
TEL：0178-27-5111（代表）  
TEL：0178-27-4444（直通）  
FAX：0178-27-3323

○農業普及振興室分室  
〒039-0134 三戸町同心町字同心町平54-7  
TEL：0179-23-3264 FAX：0179-23-3274

## 令和3年度の普及活動について

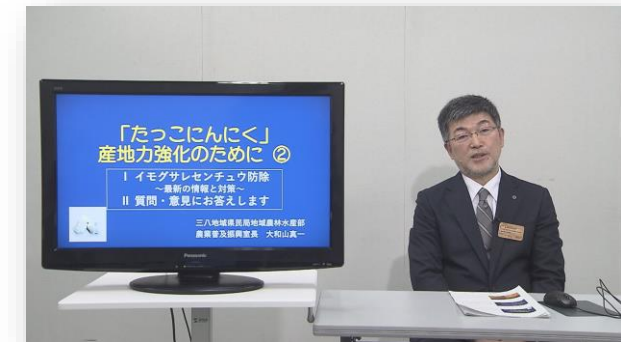
毎朝、黄色い帽子とランドセルの子供達が歩いており、桜もきれいに咲いて、目に入る風景としてはいつもどおりの春がやって来ましたが、現在も3回目の緊急事態宣言が発出されるなどコロナ禍の中にあります。しかし、思い起こせば、去年の今頃は感染防止対策が明らかでなく、不安の中で人々が集まることができなくなった時期でした。

それでも現在では、マスクを着用し、密を避けるなどの対策をとった上で、講習会の開催などは可能とされています。

そのため、「やれることを、しっかりとやろう」という、これまでの当室の考え方について、今年度は一段階レベルを上げ、「今の状況でもっとやれることはないか」を常に考え、アイデアを生かして「即、行動しよう」という、実践力の高い普及指導員の集団を目指します。

今年度も、「三八の農業者のため、地域のために」の思いを胸に、職員一丸となって頑張りますので、よろしくをお願いします。

農業普及振興室長 おおやま 大和山 真一



令和2年度は田子町ケーブルテレビの協力を得て講習会や座談会を実施

## ～あわてず計画的な作業でけがなく！～

これから農作業が本格的に始まります。機械は、作業を始める前にしっかりと修理や点検を行いましょう。

機械の調整や点検は、傾斜のある場所や狭い場所を避けましょう！

1人で作業をするときは、家族などに作業場所を伝えるほか、携帯電話を持参しましょう！





## 三八新規就農者定着支援事業が スタートします！

三八地域では、近年、新規就農者が増加しています。三八地域の新規就農者は、非農家出身者の割合が高く、身近な人から農業の基礎を学ぶ機会が少ないことや、経営面積が小さいなど条件が不利なことが課題となっていることから、小面積でも十分な所得が得られる品目の導入等の支援が必要です。

このため、当農業普及振興室では今年度から3か年の県民局重点枠事業を実施し、新規就農者の早期経営安定に向けて、①市町村、JA、県等の関係機関で情報交換と支援策を検討するとともに、②導入しやすい品目の実証ほの設置、③栽培技術の向上やネットワークづくりによる所得向上に取り組めます。

特に②では、新規就農者のほ場に、ミニトマト、ピーマン、スナップエンドウの実証ほを設置し、栽培管理の現地研修や情報交換にも活用します。

また、新規就農者が早期に地域に溶け込めるよう、各種セミナーのほか、先輩農業者との交流会を開催しますので、新規就農者や関係機関のみなさんの参加をお待ちしております。



青年農業者との交流



サポート巡回指導

## 食品製造に関する法律（食品衛生法）が変わります！

平成30年6月に食品衛生法が改正され、令和3年6月1日から食品営業に関する制度や衛生管理の方法等が下記のとおり変更されます。

- HACCPに沿った衛生管理の制度化
- 営業許可制度の見直しと営業届出制度の創設
- 食品のリコール情報の報告制度の創設

詳しくは、[三戸地方保健所生活衛生課](http://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/eiseika/1_1/3119.html)（電話：0178-27-5111 管轄：三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村）、[八戸市保健所衛生課](http://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/eiseika/1_1/3119.html)（電話：0178-38-0720 管轄：八戸市）にお問い合わせください。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/life/shoku/kaisei2020.html>

「青森県 食品衛生法の改正」で検索

[https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/eiseika/1\\_1/3119.html](https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/eiseika/1_1/3119.html)

「八戸市 食品衛生法の改正」で検索

## 種苗法が改正されました！ 登録品種の種苗を販売する際は表示が必要です！

種苗法が改正され、令和3年4月1日から種苗法で登録された品種（登録品種）の種苗等を販売する際の表示が義務化されました。また、令和4年4月1日から自家増殖（自分の畑等で種苗を増やすこと）を行う際は、育成権者の許諾等の手続きが必要となります。

なお、在来品種や登録品種の権利期間が終了した一般品種は、今までどおり自由に利用することができます。

### ●ポイント1 登録品種の表示が義務化

義務表示の例で示されているように登録品種である旨の表示が義務化されました。違反者には10万円以下の過料が課せられる場合があります。

#### 登録品種であることの義務表示

種苗の譲渡（販売）時に①～③の表示のいずれかを、種苗又はその種苗の包装に付す必要があります。店頭でまとめて掲示する方法は認められません。

- ① 「登録品種」の文字
- ② 「品種登録」の文字 及び その品種登録の番号
- ③ PVPマーク（「PVP」、「PVP」など）

※登録品種（過去に登録品種であった場合も含む）を譲渡（販売）時の登録品種名の使用義務は現在と同様に今後も変更ありません。

【義務表示の例】

品種名：ノウリンイエロー（登録品種）
品種名：ノウリンイエロー 品種登録番号:999999 ※この品種は品種登録されています（令和3年7月14日まで）
品種名：ノウリンイエロー PVP



### ●ポイント2 自家採種にも許諾が必要

自家採種をしている方は、令和4年4月1日から、育成権者からの許諾（許諾料を支払うなど）が必要となりますので、育成権者に確認してください。

## ～ 農薬は正しく使って安全！安心！～

農作業が本格的になり、農薬を使用する機会が増えてくる時期です。今一度、以下のことを確認し、正しく使用しましょう。

- 1 使用前に必ず農薬ラベルを確認する。
- 2 農薬散布をする場合、周囲の状況を確認し、飛散させないように注意する。
- 3 農薬散布時はマスク等の装備を万全にし、風向き等にも注意する。
- 4 クロルピクリン剤を施用したら必ず0.03mm以上のシート等で被覆する。
- 5 散布器具の洗浄は十分に行う。
- 6 農薬は専用保管庫で保管する。



水稲・野菜・果樹・畑作物の生育状況・生産情報、農薬登録状況、八戸・三戸の気象情報、農業観光マップ、農福連携の取組など各種情報については、こちらをご覧ください！

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/sa-nosui/>

